障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件
に関する意見募集の結果について

令和８年３月３１日
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件について、令和８年１月31日（土）から同年３月１日（日）まで御意見を募集したところ、計24件の御意見をいただきました。

パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみ要約の上、取りまとめさせていただいておりますのでご了承下さい。本件の改正に直接関係しない御意見につきましては、個別の回答はお示ししておりませんが、貴重な御意見として承っております。

なお、件名については、改正方法を変更することとし、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件」と変更いたしました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	【該当箇所】 第2「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項」、特に「障害福祉人材の確保・定着」および「地域差の是正」に関する項目 【意見内容】 1. 意見の概要 本改正案において、「生産性向上」や「地域移行」、「セルフプランの解消」といった野心的な目標が掲げられている点については、理念として賛同する。 しかし、それらを達成するための手段が「介護テクノロジーの導入促進」や	⑴について） ご意見として承らせていただきます。 ⑵について） 今回、 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円の上乗せ措置を実施することとしており、これまで処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、

	「体制整備」といった抽象的な記述に留まっており、実行性を担保する「リソース（予算・人員）の裏付け」と「インセンティブ設計」が著しく欠如している。 システム論の観点から言えば、入力（リソース）を変えずに出力（成果目標）のみを引き上げようとすれば、現場に過度な負荷がかかり、長期的には崩壊を招くことは自明である。 したがって、本指針においては、精神論的な「努力目標」の羅列ではなく、目標達成に必要となるコスト負担の所在と、経済合理性に基づいた具体的なプロセスを明記すべきである。 2. 詳細な理由および具体的修正案 (1) 「生産性向上」における導入・維持コストの構造的欠陥について 改正案では、人材不足への対応として「介護テクノロジーの導入促進などによる業務効率化」が謳われている。しかし、ロボットやICT機器、見守りセンサー等の導入は、初期投資のみならず、通信費や保守費用、システム更新費といったランニングコストを恒常的に発生させるものである。 現状の障害福祉サービス報酬体系（公定価格）において、これらの追加的コストを吸収できるだけの余地（利益率）は極めて限定的である。 「生産性向上」を国策として推進するのであれば、単に導入を「推奨」するだけでなく、以下のようなシステム的な担保が必要である。 提言: テクノロジー導入を「個々の事業者の経営努力」に委ねるのではなく、インフラ整備として捉え、システム利用料や保	障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設しました。 　また、標準様式については、令和７年３月31日、障害福祉サービス等事業者が自治体に対して行う指定申請等の手続について、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式等（標準様式等）により行うための法令上の措置が講じたところであり、令和８年４月に施行となっております。施行後の状況も踏まえ、引き続き、必要な取組を進めてまいります。 ((3)について） 　障害福祉サービス等の必要な量の見込みを定めるにあたっては、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、心身の状況等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当であるとしており、今般の改正案で盛り込んだ地域差の是正の対応にあたっても、その考えは変わるものではありません。また、「総量規制の活用」の際にも、地域の実情を踏まえ、重度障害児者等の個別ニーズを勘案した運用が望ましいものとしています。 ((4)について） 　ご意見として承らせていただきます。

	守費を「サービス単価」や「加算」として恒久的に報酬体系に組み込む方針を指針に明記すること。 理由：コスト負担のルールを明確化せずに「効率化せよ」と求めることは、現場への事実上の「コスト転嫁」の強要に他ならないため。 (2) 「のぞまないセルフプラン０件」目標の市場原理的矛盾について 成果目標として「令和 11 年度末までにのぞまないセルフプランを０件にする」とあるが、現状でセルフプランが発生している根本原因は、計画作成に対する報酬単価が業務負荷に対して著しく低く、相談支援専門員の供給が需要に追いついていない（なり手不足）という市場の失敗にある。 この需給ギャップを放置したまま、自治体に数値目標（ゼロ）だけを課せばどうなるか。現場では、キャパシティを超えた計画作成による質の低下や、利用者に「望んでセルフプランにした」と言わせるような本末転倒な運用（隠れセルフプラン化）が横行する懸念がある。 提言：数値目標を掲げる以上は、その前提条件として「相談支援専門員が持続的に活動可能な報酬水準の確保」や「事務負担の抜本的軽減（標準様式の簡素化等）」をセットで指針に盛り込むべきである。 (3) 「地域差の是正」におけるデータ活用の罠（過学習の回避）について 「地域差の是正に向けたサービス見込量の算出	

	方法」や「総量規制の活用」について言及があるが、ここで参照する「データ」の定義に注意が必要である。 過去の支給決定実績のみを基準に見込量を算出すれば、これまで抑制的な運用を行ってきた地域（サービス不足地域）は、「実績が少ないから、将来の見込量も少なくてよい」という誤った推論（過学習）が正当化され、地域格差が固定化・再生産される恐れがある。 提言：地域差の是正にあたっては、過去の実績値ではなく、人口動態や疫学的推計に基づいた「潜在的需要（本来あるべきサービス量）」をベースラインとして算出するロジックを採用するよう、指針において技術的な定義を厳格化すべきである。 (4) 結論 「基本指針」とは、自治体が計画を策定するための「仕様書」である。 仕様書が曖昧であれば、実装（現場の運用）は混乱する。2029 年度（令和 11 年度）という未来を見据えるならば、現場の「頑張り」に依存したあやふやな記述を排し、工学的・経済学的根拠に基づいた、持続可能なシステム設計図としての指針策定を強く要望する。	
2	「のぞまないセルフプラン」ではなく「望まないセルフプラン」とすべき。	漢字表記の「望まない」が与える印象を和らげるために、ひらがな表記を使用させていただいておりますが、いずれにせよ、指定特定相談支援事業者等が身近に存在しないことによりやむを得ずセルフプランになっている状況については解消されるよう、厚生労働省としても、事業者の充足に向けた各自治体に対する支援に取り組んでまいります。

3	私は大学で社会福祉を勉強しています。社会福祉士の資格をとるために実習に行く必要があり、障害福祉施設での実習を希望していたが、実習指導者の不足や人員体制の問題から受け入れを断られる事業者が複数あった。現場では日々の業務に追われ、学生指導に割く余裕がない状況があると感じました。 しかし、実習は将来の福祉人材を育成する重要な機会であり、この機会が失われることは、長期的には人材不足をさらに深刻化させる原因になると考えています。 したがって、サービス提供体制の確保だけでなく、実習受け入れや人材育成に取り組む事業所への支援や加算制度の充実など、教育機能を支える仕組みの強化も必要だと感じます。	ご意見として承ります。 障害福祉事業者は、人手不足などで厳しい状況に直面していると認識しております。そのため、令和７年度補正予算案では、人材流出を防ぐための緊急的対応として、障害福祉分野の職員の賃上げ支援を盛り込み、令和８年度障害福祉サービス等報酬改定では、介護分野における対応も踏まえつつ、その経営状況等を踏まえた賃上げ措置等の支援を行っております。引き続き、障害福祉分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けて、適切に対応してまいります。
4	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正案に関し、就労継続支援Ｂ型の在り方について意見を述べる。 本改正案は、第八期障害福祉計画期間を見据え、就労系サービスにおける成果目標を整理するとともに、就労選択支援を制度上明確に位置付ける点において、重要な政策的意義を有するものと考えられる。福祉から雇用への移行を中長期的な方向性として示し、就労移行支援、就労継続支援Ａ型及びＢ型における一般就労移行者数の増加を目標として掲げている点は、障害のある人の社会参加を推進する観点から一定の評価が可能である。 一方、就労継続支援Ｂ型は、就労系サービスの中でも利用者数が最も多く、利用者の障害特性、年齢、体調、生活環境は極めて多様であるという特徴を有している。このようなサービス類型に対し、一般就労への移行数を主たる成果指標として運用する場合、現場において本人の意思や体調と十分に整合しない支援が	就労継続支援の質の確保については、令和７年 11 月 28 日付で「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて」を発出したところであり、利用者の知識及び能力向上のために必要な訓練が提供されるよう、引き続き、就労継続支援事業所の質の確保や向上に向けて取り組んでまいります。

	行われる可能性も否定できない。具体的には、一般就労への移行を優先するあまり、就労定着に至らない短期就労が増加すること、生産活動や工賃向上に関する取組が形式的なものにとどまること、結果として再通所や再支援が繰り返されるといった状況が生じ得る。 厚生労働省が公表している最新の統計によれば、就労継続支援Ｂ型の平均工賃月額は二万三千五十三円であり、就労継続支援Ａ型の平均賃金月額八万六千七百五十二円と比較すると、依然として大きな差が存在している。また、最低賃金は全国的に引き上げが続いており、一般就労との所得格差は今後さらに拡大することが見込まれる。この格差は、本人の生活の不安定化にとどまらず、家族負担の増大や医療、生活保護等の他制度への影響として現れる可能性がある。その意味において、Ｂ型における支援は、単なる就労訓練や居場所の提供にとどまらず、地域生活を持続させるための基盤として位置付けて検討されることが重要である。 また、障害者雇用の現状を見ると、民間企業における雇用障害者数は増加傾向にあるものの、法定雇用率を達成していない企業も一定数存在しており、地域や業種による受け皿の偏在が確認されている。このような状況を踏まえると、Ｂ型から一般就労への移行を量的な目標のみで推進することは、地域の雇用実態との間に乖離を生じさせるおそれがある。 これらを踏まえ、就労継続支援Ｂ型をより実効性のある制度とするためには、就労選択支援を起点とし、本人の意思決定を尊重した一貫性のある支援の流れを構築することが望ましいと考えられる。就労選択支援の結果をＢ型の個別支援計画に適切に反	

	映させ、その後の実習、就職、定着支援までを見通した支援設計を行うことにより、支援の質を高めることが期待される。その際の評価に当たっては、就職者数のみならず、就労定着期間、就労時間の変化、賃金水準の向上、本人の満足度といった複数の観点を組み合わせて把握することが有効である。 さらに、Ｂ型が担っている役割については、一般就労への移行を主眼とする支援と、地域生活の安定を重視する支援が併存している実態を制度上整理して捉えることも検討に値する。すべての利用者に同一の就労移行目標を適用するのではなく、それぞれの状況や希望に応じた支援が適切に評価される枠組みを計画に位置付けることにより、現場の混乱を抑制し、結果として支援の質の向上につながるものと考えられる。 また、自治体においては、障害福祉計画の策定過程において、地域ごとの雇用受け皿の状況を把握し、関係機関との協議を通じて職域開拓や実習機会の創出を進めることが重要である。これにより、就労選択支援が評価にとどまらず、実際の就労機会に結び付く仕組みとして機能することが期待される。 財政的な観点からも、就労定着が進展することにより、再通所や再支援に要する給付費及び行政事務コストの抑制が見込まれる。Ｂ型から一般就労へ移行し、一定期間定着する人が増加した場合、本人の所得向上による生活の安定に加え、社会保障全体としても中長期的な負担軽減効果が生じる可能性がある。 以上の点から、本改正案においては、就労選択支援の整備と併せて、就労継続支援Ｂ型の多様な役割を踏まえた評価の在り方を整理し、量と質の双方の観点から一般就労移行を支える仕組みを基本指針の中で明確に示すことが望まれる。これにより、障害	

	のある人一人一人の選択肢が広がり、地域社会全体の持続可能性が高まることが期待される。	
5	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正案について、福祉施設から一般就労への移行等の議題に関連し、就労継続支援Ｂ型の制度運営がより安定し、同時に国及び地方の財政の持続可能性を高める観点から意見を述べます。本改正案が示す方向性は、就労選択支援の推進や一般就労移行の強化など、本人の意思と能力に応じた支援を進める点で非常に意義深いものであり、現場としても強く賛同いたします。その上で、就労継続支援Ｂ型については、現行制度の延長線上にある評価構造を一部補正することで、改正案の趣旨である円滑な実施の確保が、より確実に達成されると考えます。 障害福祉サービス等の総費用額は、令和六年度に約四兆一千八百億円とされ、前年度比で一二点一パーセント増と大きく伸びています。利用者数も月平均で百五十四万人から百六十三万人へ増加し、一人当たり月間費用額も約二十万円から二十一万円を超える水準となっています。これは支援ニーズが顕在化し、制度が機能している証左である一方、制度設計の歪みが残ったまま拡大を続ければ、将来的な制度運営に過度な緊張をもたらす可能性も示しています。特に就労継続支援Ｂ型は、令和六年度の年間総費用額が約六千二百九十四億円と、前年度から二〇パーセントを超える伸びを示しており、ここを安定させることが全体最適に直結します。	一般就労への移行者数について目標を設定していますが、就労継続支援Ｂ型は就労能力や工賃の向上や維持が期待される者を対象としており、障害者が様々な特性等に応じ、希望や能力等に沿って働けるよう、引き続き、支援を図ってまいります。

	本改正案では、就労継続支援Ｂ型についても一般就労への移行者数を令和六年度実績の概ね一・六七倍以上とする目標が示されています。この目標設定は、就労機会の拡大を後押しする観点から重要であり、否定されるものではありません。ただし、Ｂ型の利用者は約三十八万人規模に及び、知的障害、精神障害、発達障害、重複障害などを背景に、一般就労を中長期的な目標としない方も多数含まれています。こうした方々にとって、Ｂ型は一般就労への通過点というより、地域で生活を継続するための社会参加基盤です。移行目標を尊重しつつ、移行しない選択を含めて評価できる制度構造を併せ持つことが、結果として移行を目指す人の支援をも安定させると考えます。 現在、就労継続支援Ｂ型の評価においては平均工賃月額が重要な指標として位置付けられています。令和六年度の全国平均工賃月額は二万四千百四十一円と公表されており、工賃向上の努力が積み重ねられてきたことは評価されるべき点です。一方で、平均値は少数の高工賃利用者によって左右されやすく、医療的ケアが必要な方や、体調変動により通所日数が安定しにくい方を多く受け入れる事業所ほど不利になりやすい特性があります。この構造が続くと、支援の質ではなく数値上の工賃を優先する誘因が生じやすくなります。 また、生産活動収入が高いほど評価されやすい風潮が続くと、就労継続支援Ｂ型が事実上の売上競争に近づきます。短期間で収益化しやすい作業を標準化し、全国的に展開する大規模事業者が有利となる一方、地域に根差し、重度の障害者を継続的に受け	

	入れてきた事業所が相対的に不利になる構造が生じます。この結果、地域の支援基盤が薄くなれば、医療、入所、生活保護など他制度への依存が高まり、社会保障全体としての費用増につながるおそれがあります。 こうした状況を踏まえ、就労継続支援Ｂ型においては、平均工賃中心の評価を計画目標から相対化し、工賃分布や支援の継続性を重視する指標へと重心を移すことを提案します。具体的には、中央値や下位層の底上げ状況、無工賃の割合、重度者の受入れと在籍継続などを計画に位置付けることで、広い層の生活安定に資する運営が評価されます。これは、就労選択支援の拡充とも整合し、本人の選択をより現実的なものにします。 併せて、給付費の一部を工賃の安定化に活用する仕組みを検討することが有効と考えます。これは工賃を競わせるためではなく、最低限の生活安定を支える基盤として位置付けるものです。利用者一人当たりの定額補充とし、個別支援計画の実施、権利擁護体制、地域連携、会計と記録の整合性といった基盤要件に連動させることで、透明性が高まり、不正の誘因も低減します。結果として、監査や返戻対応に係る行政コストを抑え、財政運営の予見可能性を高める効果が期待できます。 さらに、大型フランチャイズについては、印象論ではなく定義を明確にした上で制度運用に反映させることが重要です。例えば、複数都道府県にまたがる多数の指定事業所を有し、共通の商号や運営マニュアルの下で作業内容や会計処理が標準化され、本	

	部が取引先や作業単価を一括管理し、短期間で指定数が急増している場合などを客観的要件として整理できます。これらに該当する場合には、指定や更新の際に、権利擁護、苦情対応、事故対応、地域協議会への説明などについて、より丁寧な確認を行うことで、規模の大小にかかわらず質で評価される中立的な制度運営が可能になります。 本提案は、既存の就労移行施策や報酬体系を否定するものではなく、改正案が掲げる成果目標を持続的に達成するための土台整備です。就労継続支援Ｂ型を安定させることは、就労移行支援や就労定着支援の出口を強くし、結果として一般就労移行の実績向上にも寄与します。給付費の工賃補充、平均工賃偏重からの転換、大型フランチャイズの定義明確化を基本指針に位置付けることが、制度破綻のリスクを下げ、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保する最も現実的な選択肢であると考えます。以上の観点から、本改正案に対する意見として提出いたします。	
６	・ 令和 11 年度末までに全市町村において基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させること、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること、基幹相談支援センターが協議会の運営に関与する等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。 ・ 令和 11 年度末までにのぞまないセルフプランを０件にすることを基本とする。	今般、相談支援体制の構築をいっそう推進するため、具体的な数値を含む目標を設定したものです。国としても自治体の取組を支援するため、令和６年度から都道府県向けのブロック会議や市町村向けのオンライン研修を開催し、相談支援体制を強化する意義やそのための手法について共有しています。 また、基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担うことが期待されています。また、令和４年の障害者総合支援法の改正を踏まえ、さらなる機能強化を

	1・これまで何年も相談支援体制に関し目標を掲げていましたが、達成せずとも問題ないことが問題ではありませんか。事業所は簡単に 5%や 15%減算対象ですが、このように自治体に対し達成しない場合のペナルティを掲げることも時には必要では。 2・基幹相談支援センター 委託事業所のスタッフ寄せ集めで良いのでしょうか。ここが問題を起こした場合の責任の所在がはっきりしませんし、そもそも自立支援協議会の開催案内すらないのに、地域での事例検討とは何でしょうか。実態の把握されていますか？ 3・のぞまないセルフプラン 押しつけの相談支援事業所はどうなります？かえってしっかりとセルフプランを作成できる保護者もおります。基幹相談支援センターが各種サービス提供事業所にアンケートを取るなり、サービス等利用計画の内容を確認したりと、相談支援専門員、事業所のレベルを把握してからではありませんか？現場としては、基幹相談支援センターも委託相談支援事業所も指定事業所も安心してお任せできるとは言い切れません。	図っています。引き続き、協議会の運営への関与を通じた地域づくり等の取組が多くのセンターで行われるよう努めてまいります。 厚生労働省としては、専門的な知見を持った相談支援専門員からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、障害児者の選択肢の拡大につながること等から、計画相談支援は重要な支援であると考えています。引き続き、報酬の拡充や法定研修等により、計画相談支援の質と量の拡充を図ってまいります。
7	障害福祉における生産性向上については「支援者一人一人の力を引き出し、チームでその力を利用者に届けることで、新たな価値を生み出すこと」とされているが意味が非常にわかりにくい。新たな価値とは何なのか？シンプルに「支援の質を落とさず現場の負担を減らす」などとしたほうが、意味が理解しやすいのではないか。	障害福祉における生産性向上については、令和７年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉現場の生産性向上に向けた調査研究事業」（以下「調査研究事業」という。）の成果や社会保障審議会障害者部会での議論を踏まえて整理しております。「新たな価値」の想定する内容については、調査研究事

	現場に余裕があってこそ、 定着が進む ⇒ 支援員が経験積む ⇒ 質が向上 だと考えている。 また、就労継続支援においては生産活動も生産性の対象にしていただきたい 生産活動が安定（黒字）⇒ 支援に集中できる ⇒ 質が向上 すると考えており、全サービスが同じ意味合いにする必要はない。	業でとりまとめた「障害福祉分野における生産性向上推進の基本的な考え方」を御参照ください。 　就労系サービスにおける生産活動に関していただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
８	◆意見１ 　「現行」で「５ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実」となっている項目を「改正案」では「５ 強度行動障害を有する障害者及び難病患者に対する支援体制の充実」とし、高次脳機能障害に関するところは【第一の二６を新設し移動】としていますが、「現行」の記述を、そのまま残して下さい。 ◆意見２ 　「現行」で「(二)強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」となっている項目を「改正案」では「(二)強度行動障害を有する障害児に対する支援体制の充実」とし、高次脳機能障害に関するところは【第一の二６を新設し移動】としていますが、「現行」の記述を、そのまま残して下さい。 ◆意見３ 　改正案では、別表第一に「八 高次脳機能障害者に対する支援」が新設されています。この部分で「高次脳機能障害者支援センタ	本指針案においては、第一の一の３に、高次脳機能障害を有する児者も含め、きめ細かいニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の整備等を図ることが必要である旨も追加することとしており、それに加えてご指摘の第一の二の６において、令和７年に成立した高次脳機能障害者支援法（令和７年法律第 96 号）で新設された高次脳機能障害者支援センター等に関する指針を示すこととしています。 　なお、高次脳機能障害者支援法において、高次脳機能障害者支援における地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を策定し及び実施する責務を有するもの」とされており、同法の趣旨も踏まえ、市町村を含む地方公共団体と適切に連携し、高次脳機能障害者支援を推進してまいります。

	ーにおける相談支援」だけでなく、市町村が「福祉行政報告例」「第 21 の 3 市町村における相談支援」で集計している高次脳機能障害児者の相談件数の見込みを設定する、として下さい。 ◆理由１？３ 例えば、高山市議会では平成 27 年 6 月 12 日、福祉部長が「高次脳機能障がいにつきましては、県がその支援の主体となることとされています。」と答弁されています。また、例えば「第 6 次宇都宮市障がい者福祉プラン及び第 7 期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第 3 期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」には高次脳機能障害についての記載は一切ございません。 市町村において、高次脳機能障害については高次脳機能障害支援拠点が対応する、という誤解が生じていたと思われます。 令和６年度障害福祉サービス等報酬改定では、高次脳機能障害支援体制加算が新設されています。 次期の障害福祉計画・障害児福祉計画策定の折に、市町村は高次脳機能障害支援の実施主体ではなく、高次脳機能障害について高次脳機能障害者支援センターが対応するもの、と市町村の方などが誤解しないようご配慮下さい。	
９	社会保障審議会障害者部会(第 154 回)・こども家庭審議会障害児支援部会(第 18 回)資料 1-2 において、形式的だが以下の点の修正が必要と思われる。 〇6 ページ　4 段落目　2 行目 「支援体制の構築していく」→「支援体制を構築していく」 〇31 ページ　2 段落目　2 行目 「特定相談事業所」→「特定相談支援事業所」 〇31 ページ　2 段落目　4 行目	ご指摘の部分については修正させていただきます。

	「特定相談支援事業所を行う事業所」→「特定相談支援事業を行う事業所」 〇66 ページ　2 段落目　1 行目 「さらに、障害福祉サービス等に係る国民の現状・実態の理解を促進や、必要なサービスの利用機会が確保等の観点から、」→「さらに、障害福祉サービス等に係る国民の現状・実態の理解促進や、必要なサービスの利用機会の確保等の観点から、」 〇73 ページ　1 段落目　17 行目 「遠隔地や緊急時等に対応するためのＩＣＴ機器等の利活用、及び障害当事者に対するＩＣＴ機器の利用支援」→「遠隔地や緊急時等に対応するためのＩＣＴ機器等の利活用及び障害当事者に対するＩＣＴ機器の利用支援」 〇91 ページ　別表第二　事項一の内容 「法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等」→「法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的、特色等」	
10	別表第一の活動指標のうち、協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組は、市町村だけでなく都道府県も設定する指標という理解でよいか。 そうであれば、前二つの指標と並びをとり、『都道府県及び市町村の協議会における個別事例の検討を通じた、地域課題における課題解決に向けた取組』と具体的に記載してはどうか。	ご指摘の協議会の指標は、市町村における指標としています。 都道府県における指標の必要性については、今後の検討とさせていただきます。
11	「資料１－２障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し（本文）」 P14　三 相談支援に関する基本的考え方　１ 相談支援体制の充実・強化	（P14）ご指摘の点も踏まえ、各自治体や関係者に誤解のないよう、丁寧に周知を行ってまいります。 （P15-16）今回の基本指針においては、分量が増えすぎないよう重複している記載等を整理していますが、地域における相談支援体制整備の強化を図っていただく方向性には変わり

	（一）相談支援体制の構築と関係機関との連携 ピアサポートの重要性について記載されているが、文言には単に不安の解消のみ記載されている。ピアサポートは、障害当事者としての他の専門職とは違った助言や関わり方を相談業務において示すことができると考えられるが、文言内の表現はピアサポートの存在を適切に表せていないように思われる。ピアサポートの全体像がわかるような表現へと変更するほうが良いのではないか。 P15？16　（二）相談支援の提供体制の確保 現行は都道府県の役割が、基幹相談支援センターの設置に関して文言内に「設置、及び機能の充実・強化に向けた支援に取り組むことが必要である。」とあったところが、改正後は「基幹センターの設置が複数市町村による共同設置を促したり、調整したりすることが望ましい。」という表現に変わっており、改正後の文言は都道府県の充実・強化に向けた取り組みが後退しているような印象を受ける。小規模自治体などの単独での設置は難しいという認識なのか。基本方針の中で、基幹相談支援センターの役割は重要な位置づけとして記されているように思うが、改正後の方向性で相談体制の充実した体制ができるのかどうか疑問を感じる。 この後に続く、改正前にあった「障害者等、家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である。」という箇所も改正後の方針ではなくなっている。これについても、改正後の文言は、支援体制の強化、充実	はなく、その上で、「複数市町村による共同設置」といった具体的な方策を示しています。 ご指摘の点については、各自治体や関係者に誤解のないよう、丁寧に周知を行ってまいります。 （P17）厚生労働省としては、専門的な知見を持った相談支援専門員からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、障害児者の選択肢の拡大につながること等から、計画相談支援は重要な支援であると考えています。引き続き、報酬の拡充や法定研修等により、計画相談支援の質と量の拡充を図ってまいります。一方で、サービスを利用しない場合であっても、障害者が身近な地域で相談支援を受けられるようにすることは重要であり、相談支援体制の確保に努めてまいります。 （P45）「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和七年六月十三日）の 16～17 ページに障害福祉分野における生産性向上関係の記載がありますので、御参照ください。

	について後退しているような印象を受ける。相談支援の提供体制の充実、確保を考えているならば、これらの内容を文言に反映させる必要があるのではないか。 P17　（三）のぞまないセルフプランの解消について 　相談支援体制の脆弱性がこのような、セルフプランを望まないにもかかわらず、セルフプランを誘導している事については問題であることは間違いない。しかし、同時に計画相談支援を利用しているにもかかわらず、それが機能せずに利用者が不利益を被っている問題も利用者、関係者から聞かれる。 　私の体験でも、相談員が利用者の相談について、そもそも連絡がつかない、相談の返事が一向にないなど、相談員が果たす役割が果たされず、私が利用者と共にサービス事業所を探すことや相談を受けるなどの事があった。昨年も知人から相談員が全く力になってくれないという相談があった。利用者が望んでも計画相談が利用できないことの他にも、計画相談を利用しているにも関わらず、セルフプランのようになっているという問題がある。これものぞまないセルフプラン問題の一つと言えるのではないだろうか。このパターンの問題の解消も同時に必要だと感じる。 　それとは別に、セルフプランの持つ可能性を感じるため、計画相談を利用しない当事者も存在する。当事者の声として、自分の望む生活をするのに、なぜ他者から目標や評価を求められ、干渉される必要があるのかという、自己決定権の観点からの指摘も聞かれる。当事者のこのような主張は強弱はあるが、これまで私が接してきた中で度々聞いてきたものである。セルフプランに	

	ついては、上記で述べた自己決定権が守られやすい事や当事者や関係者などの問題解決能力が高まっていくなどの利点もあり、それは障害者が自立した生活を送るために大切な事だろう。そのうえで、必要な相談があれば、当たり前のこととしてそれができる環境が必要なのではないだろうか。 　P44 には、「障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。」とある。計画相談を利用している、いないにもかかわらず、障害者にとって相談をするという事が大切な権利であるという事が文言内で記されている。相談支援を充実させるためには、基本方針内でこのような視点が共通して考えられて、文言として盛り込まれることが求められるのではないだろうか。 P45　七 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上について 　方針の文言内に各事業所における生産性向上の取組を推進するため、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和七年六月十三日）とあるが、具体的にこの計画のどの部分を推進するつもりなのかを明らかにする必要があると感じる。計画には障害者の福祉、ケアの充実にとって明らかにそぐわないようなものもあり、この計画の中のどの部分がケアの充実のための生産性の向上になると考えているのかを、はっきり示すべきではないかと思う。	
12	「資料１－２　障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し（本文）」	（P47）ご意見として承ります。

	４７ページに障害福祉サービス等情報公表制度についての記述があり、特定の地域の公表率及び更新率を百パーセントにすることを目指しているが、その後の計画がない。利用者個々のニーズを把握するならば、事業所の報告内容を公表するだけでなくそのデータをもとにした計画・目標を作成するべき。 ５１ページの赤字部分に関して、障害福祉計画等の達成に支障を生ずるおそれがあるときは事業者の指定をしないことができるとあるが、理由についての細かい説明が必要だと思う。別表の情報からして地域差是正のためと読み取れるが、さらに詳細な内容を記述すべき。 ７１ページの意思決定支援に関する記述について、都道府県および市町村の意思決定支援の促進のアプローチが指導監査等となっているが、ほぼ利用者が関わることのない指導監査では現場の意思決定に関する状況について把握できないのではないか。別の方法も合わせて複数の角度から意思決定支援に関わるべき。	障害福祉サービス等情報公表制度については、厚生労働省令において全事業者に報告を求めており、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において、報告がなされない事業所に対しては減算措置を講ずることとしておりますが､依然として、その公表率及び更新率は低調であることを踏まえ、この度、公表率及び更新率を百パーセントにすることを目標として設定させていただいております。 ご指摘のとおり、制度の趣旨は、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的としておりますので、公表データを踏まえ、当該制度の目的に向けて活用してまいります。 （P51）50 ページに記載の通り、障害福祉サービス等の供給が地域ニーズに対して過剰なものとならないようにするために実施するものであり、原案のとおりの記載とさせていただいます。 （P71）ご指摘の点も踏まえ、今後とも、意思決定支援ガイドラインに基づく取組など、意思決定支援がサービス事業所で進められるよう、必要な取組を行ってまいります。
13	・障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上のための取組みとして、各都道府県においてワンストップ窓口の設置と、協議会を設置しワンストップ窓口との連携を図ることが成果目標の基本とされ、またワンストップ窓口を利用した事業所数の見込みを活動指標として設定することとされているが、高齢者福祉施策では生産性向上相談支援センターの設置にあたり、国の介護生産性向上推進総合事業を活用できるなど、準備のための施策や準備期間があったが、障がい福祉施策ではこ	（ワンストップ窓口や協議会の設置について） ワンストップ窓口や協議会の設置については、令和７年度補正予算に計上した「障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業（都道府県等実施分）」が活用可能です。 （就労選択支援事について） 就労選択支援においては、障害者本人の希望、就労能力や適性等に合った就労選択を支援するために、地域ネットワー

	れまでに設置にあたる支援等が何もなく、設置のための具体策を明示せずに都道府県に設置することを成果目標に設定するのは拙速ではないか。 ・就労選択支援事業において、協議会の設置圏域ごとに一事業所以上確保することを基本とされているが、熊本県で実施した就労選択支援に関する意向調査や関係団体からのヒアリングでは、障害福祉サービス報酬が見合わず、また人材確保も厳しいため参入困難との意見が多くある。このような状況のなかで協議会の設置圏域ごとに一事業所の目標のみ示されても、目標達成のための道筋がみえず、各自治体において具体的な施策を検討できないため、数値目標のみならず、目標達成のための具体の取組みを明示いただきたい。 ・また、令和１１年度の就労選択支援を利用する障害者の数を８２０００人以上とするとされているが、当該数字の根拠が不明である。この指針をもとに各都道府県並びに市町村が各施策を検討できるよう、利用者数目標の考え方や当該目標を達成するための取組についてイメージができるよう、より記載を具体化していただきたい。 ・「インクルージョン推進の場の設置」、「地域協議会設置」、「都道府県等が雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会等を設けて」等、協議会設置の言葉が見られるが、これは自治体で設置しなければいけないということか。 　もしそうであれば、いくつも無節操に協議の場を作るように自治体に無責任に何の措置（人員に関する予算措置等）もなく押	クを活用しつつ、必要な就労支援を提供できるよう、支援体制の構築に努めることとしており、まずはこの新たなサービスをどの地域においても適切に受けられるようにすることが重要であると考えているため、協議会の設置圏域ごとに１事業所以上設置することを目標としております。今後も指定状況等について注視し、目標達成に向けた取り組みを検討してまいります。 　就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援Ｂ型は令和 7 年 10 月より「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となり、令和９年４月から、支援体制の整備状況を踏まえつつ、新たに就労継続支援Ａ型を利用する場合や就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する場合においても「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となります。 　これを踏まえ、就労選択支援の利用が見込まれる「就労継続支援 B 型の新規利用者（就労経験がある者等を除く）」「就労継続支援 A 型の新規利用者」「就労移行支援の３年目の利用者」について、令和 11 年度の各事業の利用者数見込みや、既存調査に基づく利用期間ごとの利用者数の割合等を用いて、それぞれ約 5 万 9,500 人、約 2 万人、約 2,500 人と見込み、その合計を目標値として設定しました。 （協議会等の設置について） 　地域の支援体制の整備を図るにあたっては、当事者を含む関係者、関係機関及び民間団体等が相互に連絡を図り、地域における支援体制に関する課題について情報を共有し、連携

	し付けるのは、地方自治法１条の２第２項及び第２４５条の３第１項の趣旨に反するため再考されたい。 　成果目標を設けられれば、それを実現できなかったときの責任は自治体が問われる。自治体は人員不足に苦しんでいる現状に理解を示されたい。 ・「意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討」とあるが、その有効性は必ずしも普遍的なものではない中で、一律にこうしたことを求めるのは如何なものかと考える。 ・基本指針（案）には、「精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における生活日数の平均を 319.3 日以上」「令和１１年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和６年度実績の１．３１倍以上」等のいくつもの目標の設定が見られるが、設定する根拠を示されたい。 ・都道府県相談支援体制整備事業アドバイザーの見込みについて、ほとんどの都道府県で都道府県相談支援体制整備事業が実施されていることから、配置の有無だけを見込むのではなく、さらに踏み込んでアドバイザー人数の見込みまで設定してはどうか。 ・計画的な相談支援専門員の養成、セルフプランの分析等は都道府県と市町村において求められているが、活動指標としては都道府県のみ(相談支援従事者研修修了者数)となっている。市町村においても関連した活動指標(相談支援従事者研修の修了者数や地域における相談支援専門員数など)を設定することとしてはどうか。 ・令和１１年度末までに基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、（自立支援）協議会を設置・整備の上で、これらを連携さ	の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備の協議を行うことが有効と考えております。協議会は自治体の体制により柔軟な形式での開催も可能であり、地域で必要とされる体制整備を行うという観点からも、ご理解いただけますと幸いです。 （意見申出制度の活用を念頭に入れた計画の検討について） 　意見申出制度は、地域に必要なサービスの提供体制の確保を図れるよう、 　市町村が障害福祉計画又は障害児福祉計画で把握している地域のニーズを事業者指定に反映する仕組みであることから、当該取組を進めることとしております。 （成果目標の設定について） 　成果目標につきましては、障害者総合支援法第 87 条第 2 項第 2 号に基づいて設定するものになります。 （都道府県相談支援体制整備事業アドバイザーの見込みについて） 　アドバイザーは各都道府県の実情に応じて配置していただく性質のものであり、数の設定はなじまないのではないかと考えております。 　なお、ご意見を踏まえ、この基本指針とあわせて、自治体向けの会議等で推進を図ってまいります。 （計画的な相談支援専門員の養成、セルフプランの分析等について） 　都道府県は管内市町村における相談支援専門員の必要数を見極めた上で、その確保のために十分な規模の養成研修を行うことが求められるため、まずは都道府県による相談支援専

	せることを成果目標の基本とされているが、連携とは具体的にどのような体制をイメージされているのか。基本指針案の基幹・拠点・協議会のそれぞれに関係する記載箇所を見れば、相互連携のイメージが理解できるが、成果目標の部分でも記載いただきたい。	門員等の研修に関する指標を設定していますが、ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。 （基幹相談支援センター等の連携について） 障害者等の希望する地域生活を実現するためには、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等での支援を踏まえ、個別事例等を通じて明らかになった地域課題を協議会にて共有し、地域における障害者等の支援体制の整備につなげていくプロセスが必要であると考えており、３つの「連携」はこうした取組をイメージしています。 厚生労働省で実施している障害者地域生活支援体制整備事業において､具体的な連携方法等について紹介しているので、必要に応じてご参照ください。 ご指摘の目標設定の可否については、これらの取組の状況を見ながら、今後、検討していきたいと考えております。 ＜厚生労働省ＨＰ＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/chiikiseikatsu_shientaisei_seibi.html
14	入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援について 入所者数の削減目標については、そもそも施設入所を選択する障害者の意志に反する可能性や治療が必要であるにも関わらず退院させられるなど、目標値として設定することで望まない退所や退院が発生するおそれがある。 入所者等の減少は、地域移行施策の結果であることから目標値として設定するものではなく、指標の一つとするべきである。	（入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援について） 施設からの地域移行を進めるにあたり、利用者本人の意思は重要であり、令和８年度より地域移行等意向確認等に関する指針の作成及び意向確認担当者の設置を義務化する。地域移行に伴う障害者支援施設入所者の削減目標については､「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関するこれまでの議論のまとめ」（令和７年９月 24 日）におい

	地域移行を目指す指針を出しているにもかかわらず、地域での生活に必要な居宅介護の報酬引き下げや生活介護で長時間の開所を行う方が時間当たりの報酬が低いことなど指針と報酬改定が矛盾していることもあり、居宅介護の事業所が無くなる等地域移行が進まない一因となっている。 また、共同生活援助の総量規制を行おうとすることも地域移行の阻害要因となる。 福祉施設から一般就労への移行等について 本項目においても一般就労への移行者数を目標値として設定するようになっているが、一般就労への移行は就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労移行支援によるサービス提供がうまくいった結果であり、目標値として設定するものではない。あくまでサービスが機能しているかの指標であり、目標値とすることで障害者の意志に反した一般就労への移行や、一般就労へ移行したとしても再度就労継続支援 A 型や就労継続支援 B 型へ戻ってしまう要因となる。目標値として設定するべきではない。 地域生活支援の充実について 地域生活支援拠点等の整備について推進しているが、内容についてはごく一般的に相談支援や各サービス事業所が連携して行う内容であり、地域生活支援拠点として整備する意味が不明である。また、加算の取り方についても関係事業所での調整が発生し、コーディネーターの報酬についてもどのように取り扱うのか複雑である。	て、「これまでも障害者総合支援法の基本理念等に基づき、障害者の希望に応じた地域での暮らしを選択できるよう地域移行を進めてきた中で、現状では地域移行に取り組んでいないなど、求められる役割・機能を果たせていない施設も一定数あることを踏まえれば、第８期（令和９～11 年度）の障害福祉計画に係る基本指針においても、引き続き、地域移行者数や施設入所者数の削減の目標値を設定することが必要である」とされたことを踏まえて設定したものである。 　また、精神科病院においては、医療保護入院等の入院患者に対して、選任された退院後生活環境相談員が本人の意向を尊重した退院促進を行うとともに、医療保護入院者退院支援委員会を開催し、医療保護入院者が退院後に希望する地域生活が円滑にできるように審議等も行われている。引き続き、障害者本人が希望する地域生活が送れるよう、必要な支援に努めてまいりたい。 　障害者総合支援法に基づく居宅介護について、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において、基本報酬の引き下げは行っていません。また、生活介護についても長時間の開所の場合に必ずしも時間当たりの単価が低くなることはありません。 　いわゆる総量規制は、障害福祉サービス等の供給が地域のニーズに対して過剰なものとならないよう、設けられている仕組みであり、その運用に当たっては、あくまで指定権者である自治体にその裁量があるものです。 なお、総量規制を発動できる場合であっても、強度行動障害の状態にある者や医療的ケアを必要とする者等の重度障害者

	業務内容として行っていることから地域生活支援拠点の整備などという意味不明な無駄なことをせず、サービス報酬単価を上げるなど生産性の向上を行うべきである。 地域における相談支援体制の充実強化について 基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備について設置するよう示されているが、都道府県ブロック会議の資料にもある通り標準団体においてたったの 20,758,000 円しか交付税措置されておらず、財政当局へ説明を行おうにも予算を減らされる材料としかならない。 のぞまないセルフプラン 0 件にすることとされているが、サービス報酬単価が低すぎるため指定特定相談支援事業所が増えない状況である。計画作成と半年モニタリングを行ったとしても 3 万円程度の収入としかならないため 1 人で 200 人程度担当したとしても収入として 600 万円にしかならず、事務所費用やその他諸費用、社会保険料を支出した場合、年収では 400 万円程度としかならない。 また、200 人をケアマネジメントしていては支援の質は上がらない。介護保険のケアマネジャーが 40 件程度しか担当しないことを鑑みても明らかに異常である。 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上について 福祉分野については労働者の賃金が他産業よりも少ない状況であるため人材の確保はできない。 都道府県に指示をする前に報酬の改定を行っていただきたい。	については、例外的に取り扱うよう、自治体に対して運用方法を周知することとしています。引き続き、こうした方々の受け入れに支障が生じないよう、十分に配慮してまいります。 （福祉施設から一般就労への移行等について） 利用者の意志に反した一般就労への移行は本来の趣旨に沿ったサービスの提供がされているとは言えないと考えます。 就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した利用者に対して、本人の希望も重視しながら一般就労等に移行する機会を提供することは重要であると考えており、あくまでも利用者の就労に関する意向及び適性を踏まえつつ、引き続き、一般就労への移行について取り組んでまいります。 （地域生活支援の充実について） 「地域生活支援拠点等」は、障害者等が地域で安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関が、相互の有機的な連携の下で障害者等に対する支援することを目的とする体制や機能のことをいいます。 今後、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるためには、こうした体制や機能が身近な地域に必要であると考えており、障害者総合支援法を改正し設置主体である市町村の努力義務ともしております。 また、地域生活支援拠点等や拠点コーディネーターの整備促進に向けて、令和６年度から、都道府県や市町村の理解向

	生産性の意味を理解されていないようであるが、生産性は報酬単価を上げればあがります。 記録や会議の実施など生産性を下げる加算という報酬システムではなく単純に報酬単価を上げてください。 まずは他産業と同等の給与水準とし、そこから資格などにより上乗せされ他産業より高い給与が受け取れるような制度設計としなければ都道府県や市町村が何をしても人材の確保はできない。 別表第２において、活動指針として各サービスの見込み量を記載するようになっているが、見込み量を記載しても推計する手間暇がかかるだけで予算計上の根拠とする以外の用途がなく、障害者の福祉の向上に寄与しない。 また、見込み量を確保するための方策とあるが、報酬を設定するのは厚生労働省であり、市町村には報酬設定を行う権限がないことから何らかの方策をとることは実質不可能である。報酬を自由に設定し、国において１０分の１０負担していただくことができるのであれば記載可能である。 指標として実績値を集計することは可能である。 本指針においては、自治体の人口規模や地理的要件を設定せず、すべての市町村を対象とした指針となっていることから記載内容が到底達成できないものとなる市町村が多くある。人口規模や地理的要件により指針の内容を変えるなど工夫をしていただきたい。	上に資する事業を行っています。 　今後ともこれらの取組を通じて、地域支援体制の整備を推進してまいります。 （地域における相談支援体制の充実強化について） 　ご指摘の地方交付税措置については、令和７年度から人口10万人当たりで＋600万円程度（＋約40%）の措置がされたものです。これに加えて、基幹相談支援センターの事業費については、地域生活支援事業により機能強化に関する補助を行っており、これらを組み合わせて予算の確保に努めていただければ幸いです。 　また、計画相談支援についても、質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、基本報酬や加算の拡充を行ってきました。令和７年度補正予算や令和８年度報酬改定案では、相談支援専門員等の処遇改善の措置も図ることとしています。 （障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上について） 　ご意見として承らせていただきます。 （別表第２について） 　活動指標は成果目標を達成するに当たっての指標となっていることから、正しく見積もったうえで、自治体内でどの程度のサービス提供体制等を整備する必要があるのかを判断し、成果目標の達成に役立てていただきたいと考えます。 また、見込量の確保するための方策については、地方自治体においてできる範囲での内容を設定いただきたいと考えます。 （指針全体について）

	また、報酬においても同様に地域差の是正を行う意思があるのであれば人口規模や地理的要件による差別化を図るべきである。 障害福祉施策においては、幅が広いうえに、１つ１つの制度が複雑怪奇であり、人口規模の小さな自治体においては 1 人の職員の負担が莫大なものとなっている。 指針に示される業務が遂行できるよう交付税算定の積算内容の見直しを行うなど適切な人員配置が行えるよう改善を行っていただきたい。 重層的支援など市町村に向けては関係課で連携を行うよう資料に記載をされているが、本指針を見るだけでも多くの点で矛盾があり厚生労働省内の関係課での連携が行われているか甚だ疑問である。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
15	改正案を支持しますが、障害福祉サービスの基本指針改正を機に、働かせ過ぎを防ぎ、働けない・働きたくない人の生活保証を強化すべきです。 社会生活支援は重要ですが、一方で働かせ過ぎもよくないと思います。障害ではないまでも心の病気はなかなか理解されず、本人が働きたいからと言って働かせていいわけではありません。働けない・働きたくない人がダメな訳ではなく、それも一つの選択として生活を保証すべきです。それでないと格差は広がるばかりです。指針改正で就労継続支援の利用条件を緩和し、強制的な就労圧力をなくすルールを追加してください。居宅介護・グル	本案に賛成のご意見として承ります。

	ープホームの報酬を優先的に引き上げ、生活支援を充実させてください。これで、すべての障害者が自分らしい生活を送れます。改正案に反映を強く求めます。	